

子育てに取り組むご家庭を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する制度をご紹介します。

### 子育て応援パスポート事業

「子育て応援パスポート事業」を通じて、子育て家庭を社会全体で応援していく機運の醸成を図ります。

子育て応援パスポート事業…子育て家庭が子育て応援パスポート（カード）を提示すると、協賛店舗等が商品等の割引やポイントの加算などの各種子育て応援サービスを行います。

#### 【問合せ先】

鳥取県子育て王国推進局子育て応援課  
鳥取市東町 1-220 0857-26-7868

子育て・家庭教育に関する電話相談……………  
**子育てホットライン**  
悩みを一人で抱えないで、話してみませんか。  
(匿名で相談できます。)  
**☎(0857)36-1154**  
受付 月～金 10:00～17:00  
電子メール相談 (24時間受付)  
メールアドレス tel.kosodate@pref.tottori.jp  
鳥取県教育委員会



### 参考

#### ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月、内閣府が策定。「仕事と生活の調和」に向けて進むべき方向性を示したものの。

#### 【いま何故「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）が必要なのか】

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、①安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない②仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない③仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む等仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### 「仕事と生活の調和」が実現した社会の姿

「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

⇒具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### ○仕事と生活の調和推進のための行動指針

「仕事と生活の調和憲章」を受けて、企業や働く者など果たすべき役割、国や地方公共団体の取り組むべき施策の方針（目標）を示したものの。

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

- 就業率 女性（25～44歳）現状 64.9% → 2017年 69～72%
- 高齢者（60～64歳）現状 52.6% → 2017年 60～61%
- フリーターの数 現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

#### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

- 週労働時間 60時間以上の雇用者の割合 現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率 現状 46.6% → 2017年 完全取得

#### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

- 第1子出産前後の女性の就業率 現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率 (女性) 現状 72.3% → 2017年 80%
- (男性) 現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間（6歳未満児のいる家庭） 現状 60分/1日 → 2017年 2.5時間/1日

※数値目標（10年後の2017年）については行動指針に定める代表例を示した。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン



「ワーク・ライフ・バランス」とは  
仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。これにより、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会となります。この取り組みを進めるため、平成19年12月、内閣府において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。（裏面参考参照）

鳥取労働局・鳥取県が実施しているワーク・ライフ・バランスに関する各種制度をご案内します



上記スローガン（「仕事はメリハリ 楽しく生活 ワーク・ライフ・バランス」）及びロゴマークは、鳥取県内における労使の代表、地方公共団体及び有識者で構成される「とっとり仕事と生活の調和推進会議」（事務局：鳥取労働局）において、地域に根ざした「とっとり版ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進していくために、平成21年3月に策定されたものです。  
このたび平成22年3月に開催された第4回「とっとり仕事と生活の調和推進会議」において「鳥取県におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する最終報告」（※）が取りまとめられました。今後は本最終報告の基にしてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発を推進します。  
※最終報告及びこれに関するリーフレットは鳥取労働局のホームページでご覧いただけます。  
URL: [http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner\\_link/worklife.html](http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner_link/worklife.html)

鳥取労働局・鳥取県 H23.9 ②



# 仕事と生活の調和に取り組む事業主・労働者の皆様を応援します!!

～ ワーク・ライフ・バランスに関する援助・助成等の窓口を紹介します ～



## お問い合わせ先

仕事と生活の両立しやすい職場環境を作りたい

### 仕事と生活 両立のための職場環境整備

#### ①企業との連携による家庭教育推進事業

保護者である従業員が子育てしやすい、また、すべての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、**企業における取組のPR**や家庭教育に関する研修等へ講師を派遣するなどの支援を行います

鳥取県が全国に先駆けて実施した事業

#### ②職場環境改善支援事業 (労務管理改善助言事業)

県下3地区の中小企業労働相談所に各1名の**労務管理アドバイザー**(社会保険労務士)を配置し、**事業所訪問**により育児休業制度の普及、就業規則の整備など職場環境の改善の促進を図ります。また、事業場等(労働組合を含む。)において、職場環境改善に向けた社内研修等を開催する場合、講師を派遣します。

アドバイザー(社労士)が事業所を個別訪問。社内研修等へ講師を派遣

#### ③職場環境改善支援事業

県下に1名の職場環境改善支援員を配置し労働組合等を訪問することにより、労働者の職場環境改善に向けた主体的な取り組みを促進します。

支援員が組合等を個別訪問

企業として育児・介護休業制度の促進を図りたい

### 育児・介護

#### ⑦育児・介護休業者生活資金支援事業

育児・介護休業者に**生活資金を融資**し、子どもを生み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進します。

従業員個人に対する融資

育児・介護休業中の生活資金の援助・給付を受けたい

### 育児・介護

#### ⑧育児休業給付

雇用保険の一般被保険者が、1歳(保育所における保育の実施が行われない等の場合は1歳6ヶ月)未満の子を養育するために育児休業を取得して**賃金が一定水準を下回った場合に支給**します。**育児休業時における賃金**の一部を給付

#### ⑨介護休業給付

雇用保険の一般被保険者が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業を取得して**賃金が一定水準を下回った場合に支給**します。**介護休業時における賃金**の一部を給付

企業として仕事と生活の調和のとれた労働時間管理を進めたい

### 労働時間管理

#### ⑩職場意識改善助成金

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、改善に係る2ヶ年計画を作成し、計画に基づく措置を効果的に実施した事業主に**助成金を支給**します。(特定の要件を満たした場合には上乗せの助成金があります。)

平成23年度応募締切済

2ヶ年度で最高200万円(1ヶ年度では最高100万円)を助成

#### ⑪労働時間等設定改善推進助成金

中小企業における労働時間等の設定改善を推進するため、**事業主団体**が傘下の事業場に対する相談、指導その他の援助の事業をする場合に、**300万円を限度**として実施に要した**費用の一部を助成**します。**平成23年度応募締切済**

最高300万円を助成(特定の条件を満たした場合、更に上乗せで最大300万円を助成)

#### ⑫労働時間設定改善コンサルタント

企業が仕事と生活の調和を取り組む上で、欠かすことのできない時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、変形労働時間制の活用等の具体的な解決方法を**無料**でアドバイスします。

研修会の講師、個別相談会での相談のほか、依頼があった企業へ派遣します

#### ⑬均等待遇・正社員化推進奨励金

(パートタイム労働者等からの正社員転換制度/短時間正社員制度)  
①制度導入(対象労働者1人目):制度を導入し、実際に1人以上適用した事業主に支給します。  
②定着促進(対象労働者2人目～10人目):2人以上適用した事業主に支給します。

転換や適用の実績のみならず、事前の制度導入が要件になります。

企業としてメンタルヘルス対策・健康管理を充実させたい

### 健康管理

#### ⑭メンタルヘルス対策支援センター

事業場のメンタルヘルス対策として求められる事業場内体制の整備、心の健康づくり計画の策定、職場復帰支援プログラムの作成方法など専門家が**無料**で事業場からの相談に応じ、必要な支援を行います。労働者・家族の方からの問い合わせにも応じます。

専門家が事業場のメンタルヘルス対策を支援します

#### ⑮地域産業保健センター

50人未満の事業場を対象として産業医による健康診断後の医師の意見聴取、過重労働による面接指導の実施、メンタルヘルス不調労働者に対する相談等を**無料**で行います。労働者の健康相談にも応じます。

産業医が労働者の健康相談・過重労働による面接指導を行います

#### ⑯鳥取産業保健推進連絡事務所

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがFAX、メール、電話等で相談に応じます。また、職場巡視等の実践的活動については現地へ赴いて相談に応じ具体的な方法を助言します。産業保健スタッフに対する研修も実施しています。(無料)

専門家が事業場の産業保健に関する相談に応じます

企業として仕事と生活の調和への取り組みを広くPRしたい

### 取組のPR

#### ⑱男女共同参画推進企業認定制度

男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を「**鳥取県男女共同参画推進企業**」として認定し、その取り組みを広く紹介し、県内企業への男女共同参画の普及促進を図ります。

企業の姿勢を評価

#### ⑲次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度

次世代育成支援対策として取り組む内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届け出た企業のうち、当該計画を達成する等の認定要件を満たした実績をもって、「**次世代育成支援に取り組んでいる企業**」として**鳥取労働局長の認定**を受けられる制度です。

取り組みの実績により認定

① 鳥取県教育委員会事務局  
鳥取市東町 1-271 家庭・地域教育課  
0857-26-7521

②③ 鳥取県商工労働部雇用人材総室  
鳥取市東町 1-220 労働政策室  
0857-26-7224

④⑤⑥ 鳥取労働局雇用均等室  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1709

⑦ 鳥取県商工労働部雇用人材総室  
鳥取市東町 1-220 労働政策室  
0857-26-7224

⑧⑨ 公共職業安定所  
ハローワーク鳥取 鳥取市富安 2-89  
0857-23-2021  
ハローワーク倉吉 倉吉市駄経寺町 2-15  
0858-23-8609  
ハローワーク米子 米子市博労町 4-169-1  
0859-33-3911  
ハローワーク根雨出張所 日野郡日野町根雨 349-1  
0859-72-0065

⑩⑪⑫ 鳥取労働局労働基準部監督課  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1703

⑬ 鳥取労働局雇用均等室  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1709

⑭ メンタルヘルス対策支援センター  
(鳥取産業保健推進連絡事務所内)  
鳥取市扇町 115 番 1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6 階  
0857-20-2039

⑮ 鳥取労働局労働基準部健康安全課  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1704

⑯ 鳥取産業保健推進連絡事務所  
鳥取市扇町 115 番 1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6 階  
0857-25-3431

⑰ 鳥取労働局労働基準部労災補償課  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1706

⑱ 鳥取県男女共同参画推進課  
鳥取市東町 1-220  
0857-26-7792

⑲ 鳥取労働局雇用均等室  
鳥取市富安 2-89-9  
0857-29-1709

そのほか裏面の制度もあります

※各制度は平成23年9月1日現在のものです。制度は内容変更の場合がありますので、必ず問い合わせ先にお確かめください。